

農業経営収入保険の危険段階別保険料率について

参考資料2

- 農業経営収入保険の危険段階別保険料率は、農業保険法第180条第1項に基づき、全国連合会が事業規程で定めることとされている。
- 現行の危険段階別保険料率は、保険料標準率を中心として、上下10区分（全21区分）の保険料率が設定され、最低区分「-10」の保険料率は、区分「0」の5割水準とされている。
- 農業者ごとに、
 - ① 加入1年目は、区分「0」の保険料率が適用されている。
 - ② 加入2年目以降は、加入者ごとに、保険金の受領実績を基に損害率を計算し、該当する区分の保険料率が適用されている。
 - ・ 保険金の受領がなければ、基本1段階ずつ下がることとなる。
 - ・ 保険金の受領があれば、段階は上がるが、加入者の負担が極端に増加することのないよう、年最大3区分までにとどめている。

収入保険の危険段階別保険料率（現行）

危険段階区分	保険料率
10	5.148%
9	3.155%
8	3.045%
7	2.934%
6	2.823%
5	2.713%
4	2.602%
3	2.491%
2	2.380%
1	2.270%
0	2.159%
-1	2.048%
-2	1.938%
-3	1.827%
-4	1.716%
-5	1.605%
-6	1.495%
-7	1.384%
-8	1.273%
-9	1.163%
-10	1.080%

※保険方式の補償限度80%の場合